

とちぎの子どもたちの **豊かな心** を育む

# 「教え育てる道徳教育」について

本リーフレットでは、今年度から中学校で始まる「特別の教科 道徳」の概要と、栃木県で推進している「教え育てる道徳教育」について紹介します。

## 「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」)が始まります

### ● 教科化されることで、今までの授業と何が違うのでしょうか？

生徒一人一人に配られる文部科学省検定済教科書を使って、授業が行われます。なお、教科書は、地区ごとに採択されるため、学校によって使用するものが異なります。

また、授業では、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考えが深まるよう、「考え、議論する」道徳を行うことが求められています。



ふるさと とちぎの心  
【中学校編(平成26年3月)】

#### 栃木県道徳教育郷土資料集「ふるさと とちぎの心」

道徳科では、教科書以外にも、生徒一人一人の考えを深めさせるために、身近な地域教材などの活用にも努めることとしています。

県教育委員会では、本県に関わりの深い人物の思いや生き方、自然や伝統文化などを取り上げた読み物資料「ふるさと とちぎの心」を作成し、各学校に配布しています。本資料を通して、子どもたちが自分の生き方について考え、豊かな心を育み、郷土に誇りをもてる人に育ってほしいと思います。

※栃木県のホームページでも掲載しています。

### ● なぜ「特別の教科」というのでしょうか？

道徳科の授業は、国語や数学といった教科とは異なり、「教科担任はいないため、学級担任が担当することが望ましい」「5段階の評定やA・B・Cという数値等による評価はふさわしくない」などと考えられることから、「特別の教科」という新たな枠組が設けられました。



### ● 評価はどうなるのでしょうか？

「道徳科」では、「生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなる」ように、道徳科の授業における子どもの姿や成長の様子を評価します。学校生活全体においてみられる具体的な行動や、道徳性が身に付いたかどうかを評価するわけではありません。

また、授業における子どもの姿や成長の様子は、数値ではなく文章で、通知票等に記載して御家庭にお伝えします。

なお、道徳科の評価は、高等学校等の入学者選抜などに活用されることはありません。

次のページでは、「教え育てる 道徳教育」について解説します！



# 栃木県が推進する 「教え育てる道徳教育」

「教え育てる道徳教育」とは、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、「教えること」と「育てること」をともに大切にしながら、互いに関連付けて指導する本県独自の教育活動のことです。「教えること」は、学校生活におけるあらゆる場面で行う指導であり、「育てること」は「特別の教科 道徳」の授業を中心に行う指導になります。

さらに「とちぎの子どもたちへの教え～人として、してはならないこと、すべきこと～」を示し、学習指導要領の内容に基づき、本県の児童生徒に特に身に付けてほしい事柄を各学年段階で「5つの教え」として重点化し、繰り返し指導することをお願いしています。本県では平成23(2011)年度から、これらの指導が各学校で進められています。

## 「教え育てる道徳教育」イメージ

人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。

### 教えること

日常生活場面を含む学校生活全体を通して

自分で判断して、人としてよりよく生きるための正しい行動を選び、実践できるよう繰り返し教えます。



### 育てること

「特別の教科 道徳」を中心として

人としてよりよく生きるために必要なことについて、教材等を通して自分を見つめ、友人等と様々な意見を交わしながら、これからの生活について考えを深めさせます。

関連付け

とちぎの子どもたちへの教え  
～人として、してはならないこと、すべきこと～

## 学校での実際の指導のイメージ

「友人に悪口を言っている子どもに対する指導」を例に見てみると

### 教えること

学校生活の中で指導すべき場面を見逃さず、その場で指導します。

- 「悪口を言うのはやめなさい。」などと、まずその行為について指導します。
- ・悪口を言うことは、よいことなのですか？（善悪の判断）
- ・言われた人は、どんな気持ちになりますか？（思いやり）



関連付け

### 育てること

道徳科の授業を中心として、心情面に働きかけます。

○「悪口を言わない」と思うことにつながる道徳的価値について、授業を通して考えさせ、計画的に内面的な資質を育成します。

- ・善悪の判断
- ・思いやり
- ・友情
- ・寛容 等

とちぎの子どもたちへの教え～人として、してはならないこと、すべきこと～  
各学年段階での関連する内容を指導

学校では、このように日常的な生活場面を含む学校生活のあらゆる場面で、繰り返し「だめなものだめと教える」、あるいは「教えるべきことをしっかりと教える」指導を行います。

また、年間を通して計画的に行われる道徳科の授業を中心に、主に道徳的価値について考えさせ、内面的な資質を育成します。

## とちぎの子どもたちへの教え ～人として、してはならないこと、すべきこと～

### 小学校 第1学年及び第2学年

あいさつをする

誰とでも仲良くする



うそをつがない

人のものをとらない

人が嫌がることをしない

### 小学校 第3学年及び第4学年

正しいことを進んで行く

自分と違う考えも大切に



身近な人々と協力し助け合う

過ちを素直に改める

約束やきまりを守る

### 小学校 第5学年及び第6学年

異なる立場を大切に

時と場をわきまえる



法やきまりの意義を理解する

日本や郷土の伝統と文化を尊重する

集団の中で自分の役割を果たす

### 中学校

規律ある生活をする

国際的視野に立ち、他国の生活習慣や文化を尊重する



自他の生命を尊重する

主体的に社会参画する

法やきまりを遵守する意味を理解する

♡ 5つの教えで育もう！とちぎの子どもの豊かな心 ♡



# 学校と家庭が手を取り合って進める「道徳教育」

日常の社会生活とつながりの深い道徳教育は、家庭との連携がとても大切です。

## まずは「知る」ことから

お子さまに教科書が配られましたら、ぜひ一度御覧ください。目次には、道徳科の授業で扱う内容項目等が示されており、学習する内容が把握できます。文章もお読みいただければ、より理解が深まります。

中学校では、「自主、自律、自由と責任」など、22の内容項目が扱われています。

## 道徳科の授業があった日は、お子さまに声かけを

「今日の道徳は、どんなことをみんなで考えたの？」  
まずは、この声かけからはじめてみてください。授業の様子が分かりいただけると幸いです。

また、授業で扱われた内容に関係する保護者御自身の体験談などをお話ししていただくと、より理解が深まります。

学習指導要領では、道徳科の授業の公開など、家庭や地域社会と共通理解を図ることが示されています。

授業参観や学校開放などで道徳科の授業があるときには、ぜひ御覧いただければ、と思います。

## 「教え育てる道徳教育」は、家庭でも御指導を

栃木県が推進している「教え育てる道徳教育」は、各学年の段階で5つずつ重点項目を示しています。これらは、その学年段階で必ず身に付けてほしい内容として示していますので、家庭でも機会を捉えて御指導いただくことで、より効果的に身に付けることができますようになります。

例えば・・・

地域の清掃ボランティアなどに一緒に参加する

関連

「5つの教え」  
主体的に  
社会参画する

体験を通して、お子さまが「社会参画」について考えるきっかけになると同時に、授業で同じ内容を扱うときに、実感を伴って学習ができるようになります。



## とちぎの子どもたちの豊かな心の育成に向けて

我が国では、今後グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と、相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが、一層重要な課題となっています。

このような中、道徳教育を通じて育まれる、何事にも主体性を持って誠実に向き合う意志や態度、豊かな情操などは、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤となり、「生きる力」を育むために極めて重要なものとなります。

今後とも、とちぎの子どもたちの豊かな心の育成に向けた教育を推進するため、家庭や地域での御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

栃木県教育委員会事務局学校教育課  
(4月1日から「義務教育課」となります。)

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20  
電話：028(623)3392  
FAX：028(623)3399

【ホームページ】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/shouchuu/doutoku.html>  
(栃木県ホーム>栃木県教育委員会>学校教育>小・中学校>「教え育てる道徳教育」指導資料)